

平成 21 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

(訂正)「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」の一部訂正について

株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といいます。）の正確な期限の利益の喪失予定日が判明いたしましたので、平成 21 年 6 月 29 日付で公表いたしました「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」を一部訂正するかたちで、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の内容

【訂正前】

1. 期限の利益の喪失に至る経緯

（中略）このため、本件転換社債の社債要項及び諸契約に基づき、当該ファックスは発信から 24 時間後の同月 27 日に適法になされたものとみなされ、当社は、その 15 日後である同年 7 月 12 日に、本件転換社債の全部につき期限の利益を喪失することになります。

【訂正後】

1. 期限の利益の喪失に至る経緯

（中略）このため、本件転換社債の社債要項及び諸契約に基づき、当該ファックスは発信から 24 時間後の同月 27 日に適法になされたものとみなされ、その 15 日後である同年 7 月 12 日（日）は同国の銀行営業日でないことから、当社は、その翌銀行営業日である同月 13 日（月）をもって、本件転換社債の全部につき期限の利益を喪失することになります。

2. 訂正の理由

平成 21 年 6 月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、平成 21 年 6 月 26 日（日本時間 23 時 59 分）に、本件転換社債の支払代理人である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」といいます。）から、当社に対し、本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言する書面がファックスにて送付されましたが、本件転換社債はスイス法を準拠法とするものであるため、当該書面の送付によって当社が本件転換社債の期限の利益を喪失することになる正確な日につきましては、Daiwa Securities SMBC Europe を通じて現地の法律専門家の確認を求めておりました。

このような状況下、早期に本件について公表を行うべく、昨夜時点において確認できている発生事実について開示を行いました。このたび、Daiwa Securities SMBC Europe を通じ、スイス法に従った期間計算を踏まえた本件転換社債の正確な期限の利益の喪失予定日について回答がありましたので、平成 21 年 6 月 29 日付の「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」を一部訂正するかたちで、お知らせするものです。

以上